

2022年度実施選考試験向け

教育法規

引用集

 沖縄教員塾

目 次

第1章 出題分析	3
第2章 日本国憲法	7
第3章 教育基本法	11
第4章 学校教育法	14
4-1 学校教育法	14
4-2 学校教育法施行令	23
4-3 学校教育法施行規則	25
第5章 学校保健安全法	32
5-1 学校保健安全法	32
5-2 学校保健安全法施行令	35
5-3 学校保健安全法施行規則	36
第6章 いじめ防止対策推進法	38
第7章 学校給食法・食育基本法	44
7-1 学校給食法	44
7-2 食育基本法	45
第8章 学校図書館法など	47
8-1 学校図書館法	47
8-2 学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令	48
8-3 子どもの読書活動の推進に関する法律	48
8-4 文字・活字文化振興法	48
第9章 教育公務員特例法など	49
9-1 教育公務員特例法	49
9-2 地方公務員法	54
第10章 障害者の権利に関する条約・発達障害者支援法など	58
10-1 障害者の権利に関する条約	58
10-2 障害者基本法	60
10-3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	61
10-4 発達障害者支援法	62
10-5 特別支援学校への就学奨励に関する法律	63
10-6 沖縄県共生社会条例	64

第11章 その他	65
11-1 児童虐待の防止等に関する法律	65
11-2 子どもの貧困対策の推進に関する法律	66
11-3 社会教育法	66
11-4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	67
11-5 児童憲章	68
11-6 少年法など	69
11-7 個人情報の保護に関する法律	70
11-8 著作権法	71
11-9 学校教育の情報化の推進に関する法律	73
11-10 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	73
11-11 スポーツ基本法	74
11-12 テクニク	75

⑩は、2016年度実施選考試験で出題された語句・用語・人名などを表しています。

ゴシックと太下線部は、過去1回出題された箇所である。

ゴシック囲みは、過去2回出題された箇所である。

ゴシック二重囲みは、過去3回出題された箇所である。

第1章 出題分析

囲みは特別支援教育に関する法規。斜体字は一般教養での出題。

法令名	計	条番号	小計	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度	16年度	15年度	14年度	13年度	12年度	11年度	10年度	09年度	08年度	07年度	06年度	05年度	04年度	03年度	02年度		
日本国憲法	6	前文	2										2						1						
		第13条																1							
		第23条	1			1																			
		第25条																				1			
		第26条	3			1				1		1													
		第54条										1													
		第59条											1												
		第69条																	1						
		第96条																		1					
		第97条									1												1		
第99条																			1						
教育基本法	64	前文	8		1						4			1							2				
		第1条	4		1				1											2					
		第2条	14					1		4					1	2	2				2			2	
		第3条	4		1				1										2						
		第4条	6			3														1		2			
		第5条	3	2					1																
		第6条	8	3					1			2							2						
		第9条	7				1	1											2			2		1	
		第10条	5				1		1								1		2						
		第11条	1														1								
		第13条	3				1		1							1									
		第16条	1					1																	
		学校教育法	37	第9条	1									1											
第11条	8			1			4			2										1					
第12条	3												2											1	
第18条	2					2																			
第21条	8					4					2								2						
第22条	1																	1							
第23条	1																	1							
第30条	1													1											
第31条	1																							1	
第35条	4												1								2	1			
第37条	2															1								1	
第42条	1																	1							
第43条	1																	1							
第45条	1									1															
第51条	1													1											
第63条	1									1															
13	第72条			5														3	2						
第81条	8								1			2				2	2					1			
学校教育法施行令	2	第20条	2																				2		
		第5条①	3																				3		
		15	第18条の2	1																				1	
		第22条の3	11										2			5							4		
学校教育法施行規則	16	第24条	3																2				1		
		第25条	1																				1		
		第26条	2												1					1					
		第28条	1																		1				
		第43条	1															1							
		第44条	1															1							
		第52条	1									1													
		第60条	1																			1			
		第63条	3	1																			1	1	
		第66条	2																2						
6	第130条②	1																					1		
	第140条	5													5										

第3章 教育基本法

教育基本法 前文 ⑳⑭⑪⑵

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた**民主的**で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と**人類の福祉**の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の**尊厳**を重んじ、真理と正義を希求し、**公共**の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた**人間**の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

教育基本法 第1条（教育の目的） ⑳⑯⑱

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の**形成者**として必要な**資質**を備えた**心身ともに健康**な国民の育成を期して行われなければならない。

教育基本法 第2条（教育の目標） ⑰⑮⑩⑨⑧⑵⑱

教育は、その目的を実現するため、**学問**の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな**情操**と**道徳心**を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 **個人**の価値を尊重して、その**能力**を伸ばし、創造性を培い、自主及び**自律**の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、**男女の平等**、自他の**敬愛**と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 **生命**を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、**他国**を尊重し、**国際社会**の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

教育基本法 第3条（生涯学習の理念） ⑳⑯⑱

国民一人一人が、自己の人格を磨き、**豊かな人生**を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる**社会の実現**が図られなければならない。

教育基本法 第4条（教育の機会均等） ⑲⑯⑱

すべて国民は、ひとしく、その**能力**に応じた教育を受ける**機会**を与えられなければならないが、**人種**、**信条**、**性別**、**社会的身分**、**経済的地位**又は**門地**によって、教育上差別されない。

②国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

③国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって**修学**が困難な者に対して、**奨学**の措置を講じなければならない。

第4章 教育基本法

4-1 過去問題

2021年度実施選考試験【午前】 | 解答番号16・17

- 1 次の文章は、教育基本法の一部である。文中の **16** ～ **17** にあてはまる語を、次の①から⑤までの中から一つずつ選び、記号で答えよ。

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、**16** を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる **16** は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において **17** に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

- 16** ① 学校教育 ② 一般教育 ③ 普通教育 ④ 初等中等教育 ⑤ 公教育
17 ① 社会的 ② 自立的 ③ 民主的 ④ 能動的 ⑤ 倫理的

2021年度実施選考試験【午後】 | 解答番号16～18

- 1 次の文章は、教育基本法の一部である。文中の **16** ～ **18** にあてはまる語を、次の①から⑤までの中から一つずつ選び、記号で答えよ。

第六条 法律に定める学校は、**16** を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な **17** を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む **18** を高めることを重視して行われなければならない。

- 16** ① 社会的責任 ② 公権力 ③ 公の性質 ④ 歴史と伝統 ⑤ 信頼と責任
17 ① 社会性 ② 規律
 ③ コミュニケーション能力 ④ 協調性 ⑤ 心身の健康
18 ① 意志 ② 態度 ③ 意識 ④ 好奇心 ⑤ 意欲

表. 教育勅語・大日本帝国憲法と沖縄・宮古八重山・台湾

1871年	宮古船が台湾に漂着し54人が地元住民によって殺害
1874年	台湾出兵
1879年 3月27日	琉球藩廃止・沖縄県設置(琉球処分)
1880年	日清両政府は宮古諸島・八重山諸島を清領とする分島増約案で合意するが、妥結せず(宮古諸島・八重山諸島を清領とすることは日本政府からの提案)
1882年11月16日	謝花昇ら第1回県費留学生派遣
1885年12月22日	森有礼が初代文部大臣に就任
1886年 4月10日	小学校令・中学校令・師範学校令, 帝国大学令(3月2日)
1887年 2月6~9日	文部大臣・森有礼が来沖
1887年 9月	文部省より沖縄県師範学校に「御真影」下賜
1889年 2月11日	大日本帝国憲法発布(当時の紀元節, 現在の「建国記念日」に)
	文部大臣・森有礼が ^{こくせい} 国粋主義者によって暗殺
1890年10月30日	教育勅語発布
1890年11月29日	大日本帝国憲法の施行 = 第1回帝国議会開会(沖縄と北海道の大部分からの選出はなし)
1891年 1月 9日	内村鑑三の「不敬事件」 = 教育勅語の奉読式で最敬礼をしなかったことを非難され, 教師を辞職
1894年 7月25日	日清戦争開戦
1895年 4月17日	下関条約により台湾を植民地に
1903年 1月	宮古諸島・八重山諸島への人頭税が廃止
1912年 5月15日	帝国議会(衆議院)選挙で宮古・八重山を除く沖縄から初めて選出
1920年 5月10日	帝国議会選挙で宮古・八重山から初めて選出
1945年 4月 1日	帝国議会選挙の選挙権が台湾・朝鮮に(実施されないまま敗戦)
1945年12月15日	女性に選挙権, 沖縄・台湾・朝鮮の選挙権停止(1946年4月の衆議院選挙から)

2022年度実施 沖縄県公立学校教員候補者選考試験問題

第3回 模擬試験

② 教養試験	10 : 30 ~ 11 : 20
--------	-------------------

② 教養試験	15 : 00 ~ 15 : 50
--------	-------------------

一般教養・教職教養

マークシート記入上の注意

- 1 解答は、全てマークシートの問題番号に対応した解答欄に記入しなさい。
- 2 判別できないマークは、誤答となります。
- 3 解答の訂正は消しゴムで消し、くずはマークシートからきれいに取り除くこと。
- 4 受験番号は6桁の数字を記入し、0（ゼロ）を含む6桁全ての数字にマークすること。
- 5 氏名や受験番号を間違えて記入した場合、評価は行いません。
- 6 試験終了後のマークシート記入や確認は一切認められません。

諸注意

- 1 試験中は、ガムや飴等を含め一切の飲食は禁止です。
- 2 試験開始後は試験終了まで退室することはできません。
- 3 試験中トイレに行きたくなったり、気分不良の際は、挙手して申し出て下さい。
- 4 問題やマークシートで印刷の不明な点がありましたら、挙手して申し出て下さい。
- 5 試験開始後に受験者本人と写真票の確認をします。

一 般 教 養

I 次の各問いに答えよ。

(1) 漢字の読みとして正しいものを、次の①から⑤までの中から一つ選び、記号で答えよ。

- ① 陶冶→とうち
- ② 凡例→はんれい
- ③ 鼓吹→こぶ
- ④ 漸次→ざんじ
- ⑤ 訥弁→のうべん

(2) 人物とその作品の組み合わせとして適切なものを、次の①から⑤までの中から一つ選び、記号で答えよ。

- ① 坪内逍遙 : 「小説神髓」 「金色夜叉」
- ② 樋口一葉 : 「にごりえ」 「みだれ髪」
- ③ 国木田独歩 : 「武蔵野」 「牛肉と馬鈴薯」
- ④ 宮沢賢治 : 「銀河鉄道の夜」 「一握の砂」
- ⑤ 坂口安吾 : 「墮落論」 「人間失格」

〔一般教養〕 解答・解説

I

- (1) ① ② 凡例→はんれい

解説:国語

漢字の読みの出題である。

漢字の読みは、2019年度実施選考試験で出題されている。

- ② 凡例→はんれい……その本の方針，書中の約束事などを初めに記したもの。
① 陶冶→とうや……生まれつきの性質や才能を滞りなく育て上げること。
③ 鼓吹→こすい……ある意見や思想を盛んに主張宣伝して，相手に吹き込むこと
④ 漸次→ぜんじ……次第に，だんだんに。
⑤ 訥弁→とつべん……滑らかでない下手な話し方。

和歌山県の教員選考試験の問題である。

- (2) ② ③ 国木田独歩:「武蔵野」「牛肉と馬鈴薯」

解説:国語

日本文学史(近代)の出題である。

日本文学史(近現代)は、2021・19・18・17・10・05・04年度実施選考試験で出題されている。

国木田独歩は、叙情詩人から散文へと表現方法を変えていった、自然主義文学の先駆けといわれる作家。『武蔵野』は、武蔵野の林を彷徨する詩情を描いた独歩の代表作。『牛肉と馬鈴薯』は、社会の片隅に生きる人々を凝視した短編小説。

- ① 「金色夜叉」は尾崎紅葉⑱の作品。
② 「みだれ髪」は与謝野晶子の作品。
④ 「一握の砂」は石川啄木の作品。
⑤ 「人間失格」⑳は太宰治⑰⑩の作品。

新潟県・新潟市の教員選考試験の問題である。

推薦図書『武蔵野』『にぎりえ』『銀河鉄道の夜』『一握の砂』『墮落論』『人間失格』